P　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

Q　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

T　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{13}(C_n \times D_n) + E \times 0.285 + \sum_{n=11}^{13}(F_n \times G_n) + H \times 0.285 + \sum_{n=11}^{13}(I_n \times J_n)}{560\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の

P　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

Q　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

R　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

S　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

T　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{13}(C_n \times D_n) + E \times 0.285 + \sum_{n=11}^{13}(F_n \times G_n) + H \times 0.285 + \sum_{n=11}^{13}(I_n \times J_n)}{607\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の